

令和3年度富士宮市立大富士小学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、大富士小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子供や周りの状況等をしっかりと確認するようにします。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにします。

2 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じベースで起こります。したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめをさせないため、いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こり得る」「何気ない言動が相手に不快感を与え、いじめにつながる場合もある」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会全体でいじめの問題に向き合っていくことが重要であると考えます。

3 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（1）いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 悩みを抱える児童が相談しやすい体制をつくります。（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用）

（2）いじめが起こりにくい集団づくり

- 児童の日々の様子を見取り、児童とのコミュニケーションやQ-Uテストなどを通して学級集団の人間関係をつかみます。
- 教職員は児童理解を深め、児童との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
- 児童の自己肯定感を高めるために、教職員が子どものよいところを認め、励まし、児童たちにも広めます。
- 児童同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防

ぐよう努めます。重点目標「響き合う」の達成に向けて全校で取り組みます。

- ・縦割りグループ活動（なかよし活動）を行います。
- ・元気なあいさつが互いにでき、活気ある学校になるように、あいさつ運動に取り組みます。
- ・帰りの会でのよいこと見付けを行い、一人一人の良さを認める場をつくります。
- ・人間関係づくりを授業に位置づけて行います。
- ・運動会、学習発表会等において、協力できる集団づくりを行います。
- ・一人一人が自己存在感を感じられるように、係活動や委員会活動などでの友達のがんばりを認め合えるようにします。

○授業の中での規律等を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、全ての児童が参加・活躍できる授業づくりに努めます。

（3）児童自らがいじめについて考える場や機会の設定

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、児童自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳の授業では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、児童がじっくりと考えを深められるよう指導・助言します。
- 各教室に「道徳コーナー」を設置し、道徳授業の浸透を図ります。
- 自分や友達の生命を大切にしようとする心が育つように、生命尊重をテーマにした道徳の授業を行います。
- インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する授業を行います。
- 学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、児童が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- ふわふわ言葉を増やす取り組みを、児童会中心に行います。

4 いじめへの対処に向けた取組

（1）早期発見

- 5月と12月にQ Uを実施します。学級集団を客観的にアセスメントし、日常の学級経営での支援に生かします。また学年部において、共通理解を図り、組織としての支援に努めます。
- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、場合によっては養護教諭に関わってもらなど、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- いじめを受けていると思われる児童がいじめを受けていることを否定した場合であっても、通常ならば心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、いじめとして積極的に認知します。
- 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- 毎月の生徒指導部会で、情報の収集、交換、記録、共有などを行います。ただし、緊急に話し合わなければならないときには、緊急の会議をもつこととします。
- 定期的ないじめアンケート調査（年間5回）や子ども相談日（年間3回）の実施等により、なやみを打ち明けやすい体制を整えます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校について広く周知します。児童及びその保護者が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭等といじめに関して抵抗なく相談できる体制を整えます。

（2）早期対応

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で対応せずチームで情報を共有します。
- 周囲にいた児童から、広く目撃情報を収集し、正確な事実確認をします。
- 常設のいじめ対策委員会で、実情に応じた対策を推進します。構成員は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とし、必要に応じて学級担任、学年部の教員、外部の人材(P T A会長、学校評議員、教育委員会等)を追加することとします。
- いじめを受けた児童、及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- いじめたとされる児童・いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性や人格の向上に主眼を置いた指導を行います。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えるよう、学級指導等によりいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせます。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。
- いじめを受けた児童とその保護者、いじめを行った児童とその保護者との間で争いが起きることがないように、可能な限り早い対応を心掛け、学校側、被害者側、加害者側の児童・保護者が話し合える場を設けることができるように対応します。

(3) 事後指導

- いじめが一定の解消をしていますが、引き続き指導や経過観察を行います。
- いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していて、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない状態になったとき、いじめが解消したと判断します。そして、継続して見守り続けていきます。

5 家庭・地域との連携

- 学校・学年だより、ホームページ等を通していじめに関する情報を発信し、いじめの未然防止につとめます。
- インターネット(SNS、オンラインゲーム)におけるいじめ問題等保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- 保護者への事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- P T A行事への参加を呼び掛け、保護者や地域の方々に見守りを依頼します。
- 交通安全指導員の方から、登下校の児童の様子について情報をいただき、学校外での児童の表れを把握し、指導に生かします。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ・いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(重大な被害：児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等)
- ・欠席の原因がいじめであると疑われ、子供が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席しているとき。
- ・子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

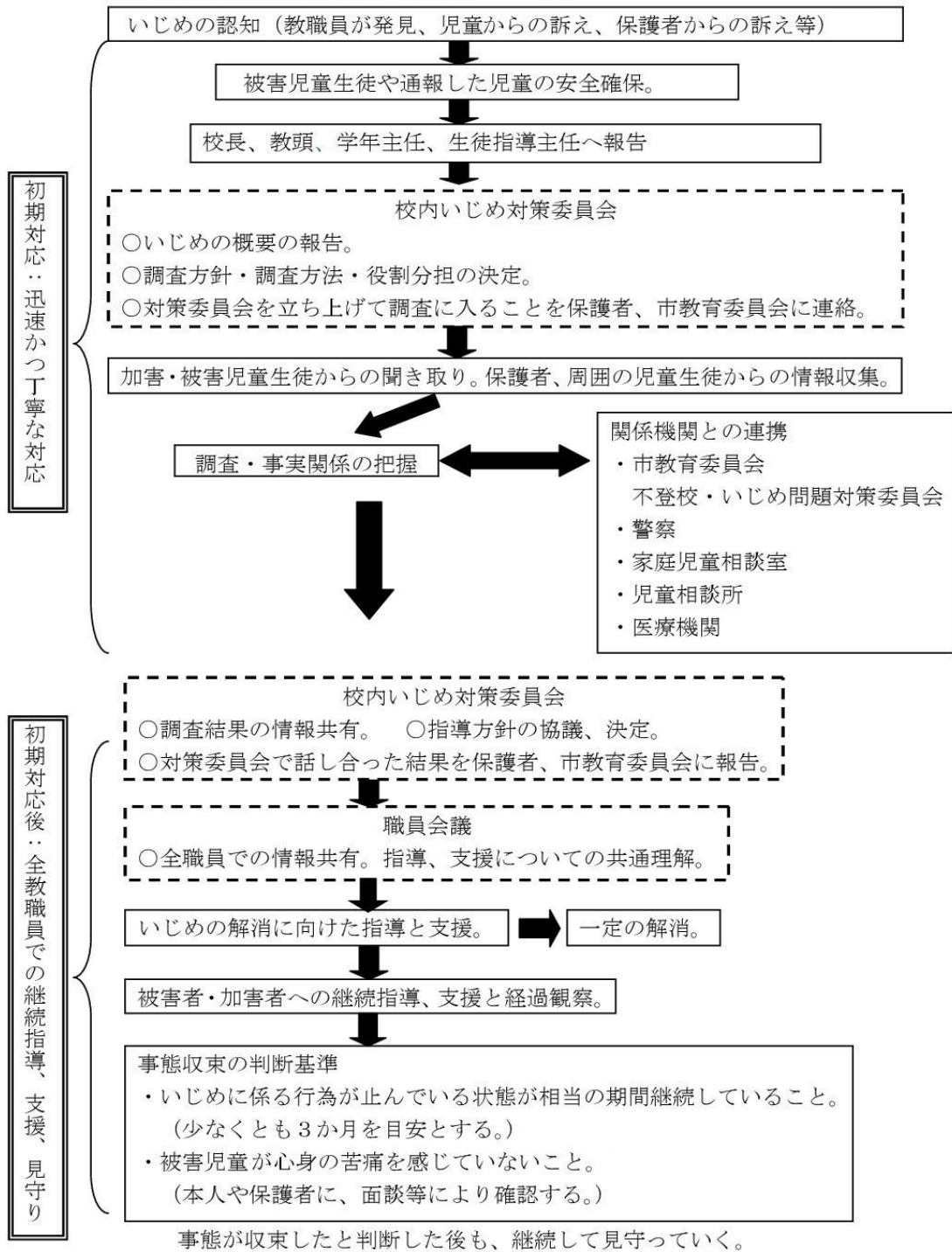
(2) 重大事態への対応(教育委員会や関係機関との連携)

- 重大事態については、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。

○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

7 いじめを認知した際の対応フロー図

4 いじめを認知した際の学校の対応フロー図



8 年間の取組計画

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保護者 地域		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		人間関係作りプログラム 1	学級活動
	○			いじめ防止基本方針の説明及び共通理解	職員会議
			○	学校だより（ホームページ）に学校の取組方針掲載	学校だより
		○		学年行事（なかよしデー）における構え 全体指導	特別活動
5		○		朝礼で呼び掛け	朝礼
		○		Q-Uの実施、診断、具体的対応策（3年生以上）	学級活動
		○		Q-Uに関する研修	
		○		いじめ実態アンケート 1	
		○		人間関係作りプログラム 2	学級活動
		○		人間関係作りプログラム 3	学級活動
6		○		児童会のなかよし活動顔合わせ	特別活動
		○		学校行事（運動会）における構え 全体指導	特別活動
		○		市いじめ実態アンケート 2 および 子ども相談日	
	○			学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議
		○		人間関係作りプログラム 4	学級活動
7		○		ネット被害・いじめ対策として「パソコン・スマホの使い方」の授業の実施	学級活動
		○		学校評価児童アンケート	
			○	保護者個々面談での情報交換	保護者面談
	○			学校評価児童アンケート集約	
8	○			学校評価児童アンケート分析	
	○			いじめ事例研修（スクールカウンセラー）	職員研修
	○			情報モラルに関わる研修	職員研修
9	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
		○		いじめ実態アンケート 3 および 面接	
11		○		学校行事（大富士学習発表会）における構え、全体指導	学級活動
		○		市いじめ実態アンケート 4 および子ども相談日	
12		○		Q-Uの実施、診断、具体的対応策（3年生以上）	学級活動
			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート および 面接	
			○	保護者懇談会での情報交換	保護者懇談会
	○			学校評価保護者・児童アンケート集約・分析	
1	○			2学期末評価から、計画の修正	職員会議
	○			学校評価結果報告	職員会議
		○	○	道徳の授業参観（いじめに関するものを含む）	授業参観
2	○			学校いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		市いじめ実態アンケート 5 および 子ども相談日	
3		○		1年間の振り返り	学級活動

